

(平成21年12月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認石川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 11 日から同年 6 月 27 日まで

私が所持している船員退職金算出明細書に「入社年月日:昭和 33 年 2 月 11 日、退職年月日:平成 2 年 1 月 31 日」と記載されていることから、申立期間も A 社で勤務していたはずである。申立期間について、船員保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員退職金算出明細書により、申立期間を通算した期間で A 社から退職金が支給されていることが確認できる。

しかし、A 社が保有する船員カード及び船員保険被保険者票によると、申立人の船員カードの B 丸の欄には「繫船ノタメ依命下船」及び「\*年\*月\*日~\*月\*日一時離職す」、船員保険被保険者票には「B 丸繫船一時離職」と記載されており、国土交通省が保管する船舶原簿によると、申立人が申立期間前に乗船していた B 丸は、船体延長等の工事を行った後の昭和 34 年 9 月に総トン数変更の登録手続が行われていることが確認できることから、当時、A 社は、工事のため造船所に入る B 丸の船員を一時離職させ、船員保険の被保険者資格を喪失させたものと推認され、申立期間に係る船員保険料が事業主により控除されていた状況はうかがえない。

また、社会保険事務所の船員保険被保険者名簿及び A 社が保有する船員カード並びに船員保険被保険者票によると、申立人のほか 23 名が申立人の申立期間と同じ得喪年月日で船員保険の被保険者資格に空白を生じており、23 名すべての船員カード又は船員保険被保険者票には、申立人と同様に「\*年\*月\*日~\*月\*日一時離職す」、「B 丸繫船一時離職」等の記載があることが確認でき、このうち、聴取できた B 丸の元船員 2 名は、当該期間について、B 丸が係船するため乗船していた半数以上が一時離職した、当該期間は失業保険を受給していた、海技専門学校に通ってい

た等と述べ、船員保険の被保険者期間でなかったことを認識しており、申立人の保険料控除に係る供述は得られない。

さらに、申立人は、申立期間当時に船員保険料が控除されていたことを記憶しておらず、ほかに、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 6 月 5 日から 4 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社で長距離運転手として勤務していたときの標準報酬月額が 26 万円から 30 万円と低い額となっていた。毎月 60 万円以上の給与を支給されていたので、申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る普通預金取引履歴明細表の入金記録から、申立人が主張する 60 万円以上が入金されている時期があることが認められる。

しかし、当時、当該事業所で経理を担当していた事業主の妻から、「長距離運転手については、歩合制で社会保険には加入させていなかった。申立人については、健康保険への加入要望があったことから、低い標準報酬月額で被保険者資格を取得した。」と述べている上、当時の長距離運転手以外の元従業員も「長距離運転手は正社員ではなく、完全歩合制の請負の扱いであった。」と述べており、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとする供述は得られない。

また、申立人と同じ長距離運転手として勤務していた同僚には、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、ほかに、申立人の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。